

平成31年第2回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年2月26日(火)午前10時30分から午前10時47分

2 開催場所 ニセコ町役場 第2会議室

3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 報告第1号 農地法第3条第6項の規定による農地利用状況報告の受理について

第 5 報告第2号 農用地利用関係の調整結果について

第 6 報告第3号 農業経営改善計画の認定について

第 7 議案第1号 下限面積の設定について

第 8 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 福村 一広 農地係長 山口 丈夫

7 会議の概要

会 長

皆さまご苦労様です。

雪も随分融けてきていると感じます。これからの作業において体には充分気をつけて出来秋を迎えていただきたいと思います。それでは始めたいと思います。

議 長

ただいまの出席委員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年、第2回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、11番 山崎常雄君、12番 大野智美君を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の福村局長と山口農地係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。平成31年第1回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。その内容は、別紙動静書のとおりであります。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第3条第6項の規定による農地利用状況報告の受理について」の件、

日程第5、報告第2号「農用地利用関係の調整結果について」の件、

日程第6、報告第3号「農業経営改善計画の認定について」の件の3件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【報告第1号の朗読】

平成25年に賃貸借を結んだ、解除条件付き賃貸借について、利用状況報告があり、適性に利用されておりますので、報告します。図面は4ページです。

以上で報告第1号を終わります。

【報告第2号の朗読】

1月の第1回総会において調整委員を指名した案件で、2月18日に農用地利用関係調整委員会を開催し、合意に至っております。

以上、報告第2号を終わります。

【報告第3号の朗読】

本件については、ニセコ町長からの協議依頼に対して総会にて協議する暇がなかったため、専決処分しニセコ町長に回答した案件です。8ページ以降に計画認定申請書を添付しております。

経営面積については〇〇aの増となっておりますが、町外に見込んでいる農地があるとのこと。農業所得額については〇〇千円ほどの減となっております。経営者の両親が高齢になってきていることから育成牛を減らす計画となっておりこれが減額の大きな要因となっております。一方で搾乳牛については増やして所得の確保を図る内容となっており、問題は無いと判断させていただきましたので、報告いたします。

以上、報告第3号を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第3号までを報告済とします。

日程第7、議案第1号「下限面積の設定について」の件を議題とします。
事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

先月の協議会でお話しておりますが、農地法では、農地の権利取得を行う場合の取得後の下限面積が定められており、2haの下限面積を町の実情により農業委

員会が告示をすることで変更することが可能となっています。

その際は、14ページに記載している資料のとおり、例えば、下限面積を1haに設定しようとした場合、1ha未満の農業者の割合が約40%を下らない（超えている）ことが基準の1つとなっています。

2015年の農業センサスにおいて、本町は現状の2ha未満においても、その農家が14%しかないこと、また、下限面積を下げる要望などが寄せられていないことや新規就農者は農業経営基盤強化促進法による利用集積計画により、下限面積以下でも利用権の設定が出来るため、対応できていることなどにより、平成31年度の下限面積につきましても、変更しないこととするものです。

以上、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長 これより議案第1号「下限面積の設定について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○番 今回の説明の最後のところで、新規就農者の耕作する方法はこのように確保されているというようなことがあったと思うのですが、ちょっとよく聞き取れなかったのでもう一度お願いします。

事務局 農地法の場合は下限面積というのがあるのですが、農業経営基盤強化促進法による利用集積計画により権利の取得を行う場合については一定の要件はあるものの、下限面積というのがないために対応できるといった主旨のことを話しました。

議長 よろしいですか。

○番 はい。

議長 ほかにありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「下限面積の設定について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号については、〇〇委員に関連する議案が含まれていますので、審議

終了まで退室をお願いします。

【〇〇委員退出】

日程第8、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

本案については、所有権の移転が1件、利用権の再設定が5件、計6件です。16ページをご覧ください。

番号1は、報告第2号で報告しました売買の所有権移転であり、金額等は既に報告したとおりです。図面は17ページに載せております。

続きまして18ページをご覧ください。2番は〇〇さんから〇〇への賃貸借の再設定であり、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は20ページです。

3番は同じく〇〇さんから〇〇への使用貸借の再設定であり、期間は〇年間です。図面は21ページ、22ページです。

4番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定を行うものであり、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は23ページです。

5番は〇〇さんから〇〇さんへの使用貸借の再設定で期間は〇年間です。図面は24ページです。

6番は〇〇さんから〇〇への賃貸借の再設定で、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は25ページです。

以上の計画内容は26ページから31ページの調査書に記載のとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

【〇〇委員入室】

以上をもって、平成31年、第2回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年2月26日

議	長	荒木隆志	㊟
署名委員11番		山崎常雄	㊟
署名委員12番		大野智美	㊟